

香芝市告示第28号

香芝市DX推進本部設置要綱を次のように定める。

令和7年2月6日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市DX推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を計画的かつ効率的に推進するため、香芝市DX推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) DX推進に係る重要事項の決定に関する事項
- (2) DX推進に係る施策の総合調整に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 CIOは、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長、上下水道部長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

5 本部長は、本部を総括する。

6 CIOは、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、本部長が欠けたとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

7 総務部長は、CIOに事故があるとき、CIOが欠けたとき、又はCIOが不在のときは、その職務を代理する。

(CIO補佐官の配置)

第4条 本部長は、CIOを補佐するため、CIO補佐官を置くことができる。

2 CIO補佐官は、専門的な知識、技術又は経験を有する者のうちから本部長が任命する。

(本部会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出その他必要な指示をすることができる。

(推進委員会の設置)

第6条 本部の機能を補佐し、D X推進に係る取組全般にわたる管理及び協議を行うため、推進委員会を置く。

(推進委員会の所掌事項)

第7条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) D X推進に係る取組方針及び計画の策定に関する事項
- (2) D X推進に係る進捗状況の管理に関する事項
- (3) その他D X推進に必要となる個別調整事項の決定に関する事項

(推進委員会の組織)

第8条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務情報課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策課長をもって充てる。
- 4 委員は、人事課長、文書法制課長及び財政課長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第9条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出その他必要な指示をすることができる。

(部会の設置)

第10条 推進委員会の機能を補佐し、個別専門的な事項について調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。

(部会の組織)

第11条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員のうちから、推進委員会の委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会員は、危機管理監、香芝市行政組織条例第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長、上下水道部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長並びに農業委員会事務局長が推薦する者のうちから、推進委員会の委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるとき、部会長が欠けたとき、又は部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第12条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第13条 本部、推進委員会及び部会の庶務は、DXの推進に関する事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。